

令和5年10月27日

▼タイトル

松葉杖使用料の誤徴収について

1. 事案の経緯

令和5年9月25日に実施された例月出納検査において、松葉杖使用料の徴収額と高島市病院事業の設置等に関する条例で定める額との整合について指摘があり、その後、当院の調査により医事システムのマスタを調査したところ、令和元年10月1日のマスタ変更時に60円から誤って66円に変更し徴収していたことが判明しました。

- ◇ 誤徴収期間 : 令和元年10月4日から令和5年9月13日まで
- ◇ 該当件数(人数) : 312件(299人)
- ◇ 誤徴収金額 : 46,044円
(最も多い方で1,194円、少ない方で6円)

2. 原因

令和元年10月のマスタ変更時に、本来60円と登録すべきものを66円と誤った数字を登録し、松葉杖使用料を徴収していたものです。

3. 対応

誤って登録されていた松葉杖使用料の医事システムのマスタを直ちに修正し、条例等に定めるその他の使用料および手数料についてマスタの調査を行い、他に誤りがないことを確認しました。

なお、誤って徴収した患者様299人に対して謝罪して返金させていただきます。

4. 再発防止策

医事システムのマスタを修正する際は、変更の根拠となる条例等を十分確認した上で、変更を行い、複数職員での確認を徹底しチェック体制を強化することにより再発防止に努めます。

▼問い合わせ先

- 所属 : 高島市民病院 事務部 医事課 柳森
- 電話番号 : 0740(36)0220
- ファックス : 0740(36)1341